

新型コロナウイルス感染症に対応した  
別府市社会教育施設利用のガイドライン

令和2年12月16日改定  
令和2年 7月 1日改定  
令和2年 5月25日  
別府市教育委員会

はじめに

別府市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や利用制限を行っている社会教育施設の利用再開にあたり、市民の皆様が安全・安心に社会教育施設が利用できるよう令和2年5月25日付けで「別府市社会教育施設利用のガイドライン」策定しました。

この度、大分県が新型コロナウイルス感染症の感染状況を示す4段階の基準を「ステージ2」へ引き上げたことから、本ガイドラインの内容を以下のとおり見直しました。

つきましては、本ガイドラインの内容を施設関係者及び利用者で共有することにより、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式が確立されるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策につきましては、今後の知見や集積及び市内外の感染状況を踏まえ、逐次見直すことがありますので、ご留意願います。

12月16日以降見直し内容

対 象	追加内容
共通項目 ・中央公民館 ・各地区公民館 ・ふれあい広場 サザンクロス ・野口ふれあい 交流センター ・コミュニティセンター	3 イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策 (3) 職員等の安全確保のために実施すること ・咳エチケット、通勤及び勤務時間中のマスクの着用の徹底、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。 ・食事時の感染予防を図るため、昼食時等の食事中や喫煙スペースにおいて、会話をしないなど感染予防を強化する。 (4) イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと ・飲食を伴う行事や講座を開催する場合は、消毒・換気などの「新しい生活様式」に加え、「飲食中の会話はしない」、「飲食をしていない場合はマスクを着用す

	<p>る」、「短時間の実施」などの予防策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーラスやカラオケ等での施設利用については、「マスク着用のうえでの実施」「大声を控える」「人との間隔を2 m空ける」、「消毒・換気の徹底」など予防策を徹底する。</li> </ul> <p>(5) 施設管理</p> <p>イ)</p> <p>ロビー休憩スペース</p> <p>食事を禁止とするとともに会話を控える。</p>
--	--

## 1. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

## 2. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

### (1) 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

### (2) 飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

### (3) 集客施設のリスク評価

現下の状況にあつて館の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県域を越えての来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

### (4) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

## 3. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

### (1) 総論

- ・提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。
- ・感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。

入場可能者数の制限（入場待機列の設置等）

館内各室の入場者数の制限

（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）

日時指定の予約

大人数での入場制限（室内であれば1,000人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数とする。）

- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする。
- ・第三者に公民館施設を貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促す。（他人と触れ合う競技、文化学習活動は使用禁止）
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

### (2) 来館者の安全確保のために実施すること

- ・来館者に、以下に該当する者の来館制限を実施する。

来館前に検温をして来て貰い、発熱があった場合（平熱比1度超過）息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合・施設を利用す

る前に、代表者に「施設利用に係る確認事項について」（別紙1）を渡し、「施設利用者名簿」（別紙2）の提出を依頼する。また、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報 を適切に取り扱う。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・使用可能時間は短時間とする。
- ・利用者同士は適切な距離（2m）をとる。
- ・時期的に水分・塩分の補給を注意喚起し、熱中症に気を付ける。
- ・利用者への注意喚起の掲示を行う。（遵守事項等明記）
- ・備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

#### （3）職員等の安全確保のために実施すること

- ・職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛、味覚・嗅覚障がいなどの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・咳エチケット、通勤及び勤務時間中のマスクの着用の徹底、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・館の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・食事中の感染予防を図るため、昼食時等の食事中や喫煙スペースにおいて、会話をしないなど感染予防を強化する。

#### （4）イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・公民館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
  - 速やかに別室へ隔離を行う。
  - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
  - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

- ・飲食を伴う行事や講座を開催する場合は、消毒・換気などの「新しい生活様式」に加え、「飲食中の会話はしない」、「飲食をしていない場合はマスクを着用する」、「短時間の実施」などの予防策を徹底する。
- ・コーラスやカラオケ教室等での施設利用については、「マスク着用のうえでの実施」「大声を控える」「人との間隔を2 m空ける」、「消毒・換気の徹底」など予防策を徹底する。

## (5) 施設管理

### ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。
- ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。

### イ) ロビー、休憩スペース

- ・食事を禁止とするとともに会話は控える。
- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・常時換気を行う。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

### ウ) 調理室

- ・混雑時の入場制限を実施する。
- ・換気を徹底する。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

### エ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・(トイレの混雑が予想される場合) 最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

#### (6) 広報・周知

- ・職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
  - 社会的距離の確保の徹底
  - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
  - 健康管理の徹底
  - 差別防止の徹底
  - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

#### 4. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

館において、講座や会議、コンサートや演劇、講演会等の公演等(以下「公演等」という。)が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者(以下、「公演主催者」という。)であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

##### (1) 公演前

- ・各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者(以下「公演来場者」という。)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・公演等のスタッフ(以下「公演スタッフ」という。)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

##### (2) 公演等当日

- ・公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
  - 体温管理・衛生管理等を実施する。
  - マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。